



第5章 計画の理念と目標

- 1 将来人口等の推計
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 基本目標に対する施策の
方向
- 5 施策の体系
- 6 日常生活圏域

1 将来人口等の推計

(1) 人口、高齢者数の推計

人口については、住民基本台帳人口を基に推計しています。

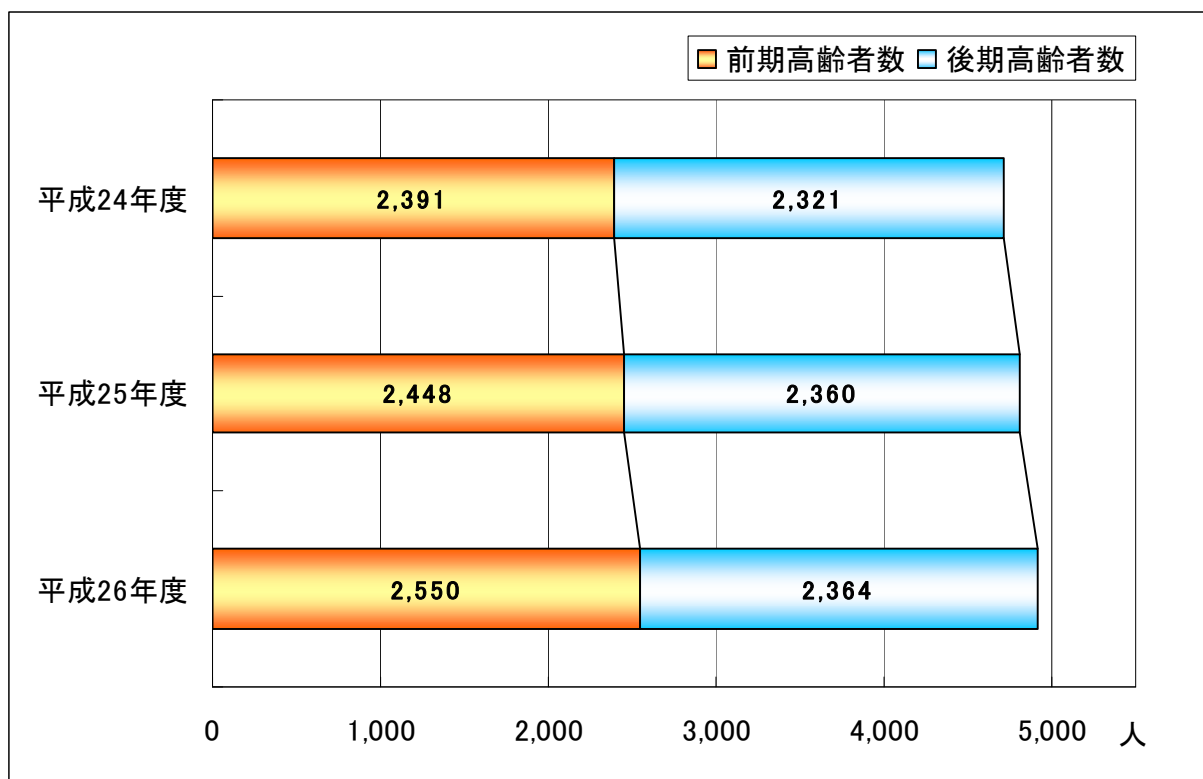
65歳以上の人口については、総人口の減少傾向とは対照的に、平成24年度4,712人から徐々に増え、平成26年度4,914人と増加することが予想されます。

これに伴い、高齢化率については、平成24年度の26.0%から平成26年度には28.0%と上昇することが予想されます。

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
65 歳以上人口	4,712	4,808	4,914
前期高齢者数	2,391	2,448	2,550
後期高齢者数	2,321	2,360	2,364
推計総人口	18,150	17,873	17,565
高齢化率	26.0%	26.9%	28.0%

(各年度10月1日時点)



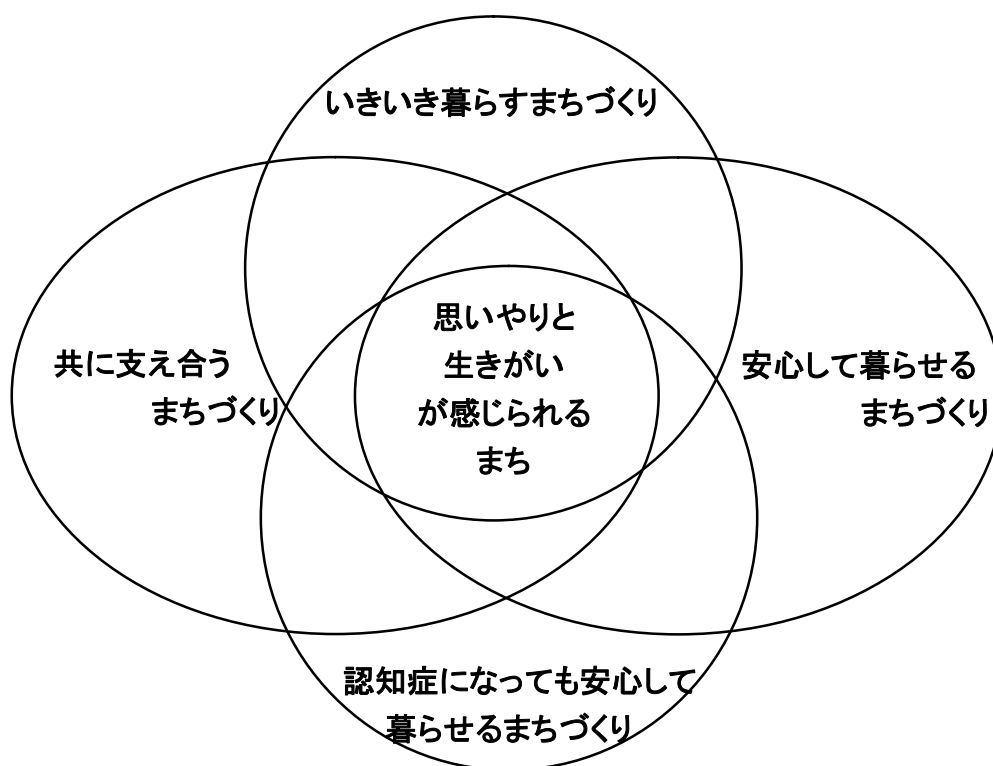
2 基本理念

これからの超高齢社会を安心して迎えるため、当別町第5次総合計画や当別町地域福祉計画など関連上位計画との整合性を図りながら、本計画では以下を基本理念として事業を展開します。

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

—当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画—

本計画では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、可能な限り住みなれた地域でそれぞれの能力に応じた自立した日常生活を過ごすことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、地域みんなで理解し支えあえるまちの創造を目指します。



「思いやりと生きがいを感じられるまち」の理念図

3 基本目標

1 いきいき暮らすまちづくり

高齢者が地域の中で、健康を維持しながら各自の体力に応じて働き、楽しみ、また自らの豊富な経験と知識を生かして積極的に社会参加をすることで、様々な形で地域社会に貢献することのできるまちづくりを目指します。

また、高齢者が介護の必要な状態になったり、状態が悪化しないよう介護予防に関する対策を積極的に推進します。

2 共に支えあうまちづくり

すべての住民があらゆる世代において、お互いに関わり合い、助け合って生きているという「共生」の意識のもとに、身近な地域の見守り体制の充実に努め、生活全般にわたるきめ細かな支援を受けられるよう、「共に支えあうまちづくり」に向けた地域福祉の実現を目指します。

3 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が介護の必要な状態になっても安心して暮らせるよう、在宅生活を支えるサービスや在宅生活が困難な重度者を支える施設サービスの提供体制の整備に努めます。

また、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスが継続的・一体的に受けられるよう、医療と介護の連携を推進します。

4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢者が認知症になっても安心して暮らすために、あらゆる世代が認知症を理解する機会づくりを推進し、安全を確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、町内会など身近な地域のサポート体制の整備に努めます。

4 基本目標に対する施策の方向

基本目標1 いきいき暮らすまちづくり

(1) 高齢者の積極的な社会参加

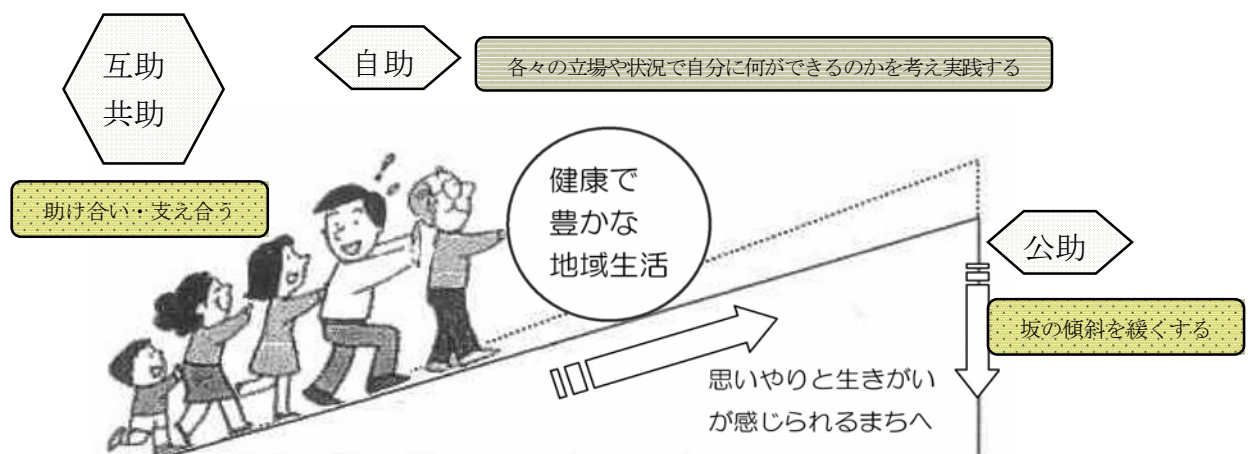
高齢者が地域の中で自らの知識と経験を生かし、積極的に役割を果たしていけるような地域づくりを支援していきます。

このため、高齢者クラブ活動や生涯学習の機会の充実、就労やボランティア等による生きがいづくりとしての社会参加の促進等により、高齢者自身が地域づくりに参加し、活躍できるよう支援します。

(2) 介護予防の推進

高齢者が自ら健康に関する情報を収集・活用できるよう講座や研修会などを実施し、心身の健康を維持し自立した生活を送れるよう支援します。また、関係機関と連携し介護予防のための筋力維持、向上に向けた運動の機会を作ります。

要支援の認定を受けた高齢者や元気アップ高齢者（生活機能低下のある高齢者）などに対して、要介護状態になる前から連続性・一貫性を持ったマネジメントに基づく地域支援事業や介護予防事業を実施します。



基本目標2 共に支えあうまちづくり

(1) お互いにかかわり合い、支え合うまちづくり

身近な地域に住む住民同士がお互いに顔見知りになるよう、声を掛け合い、誘い合ってサロンや町内会行事など各種行事やあらゆる世代の人が交流できる環境づくりを支援します。

(2) 身近な地域で支え合う体制づくり

普段から、隣同士やご近所同士の声掛けや見守りをはじめ、地域に住む人がお互い支え合えるよう、町内会を中心とした地域での見守り体制づくりを支援します。

また、そこから災害時における支援体制へと繋がるよう関係機関との連携を推進します。

(3) 日常生活を支えるサポート体制の強化

ひとり暮らしになっても、安心して住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、外出時における交通手段の確保等の生活環境の整備や、困った時に手伝ってもらえる人の存在やボランティアの協力等、やさしいまちづくりを目指すことが重要です。

日常を支える様々なサービスの周知と社会福祉協議会やNPO法人などの関係機関と情報共有に努めます。



基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談機能の充実

地域包括支援センターが身近な相談窓口として、包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・支援を行います。

地域の様々な相談に対応できるよう、身近な相談者である民生委員・児童委員、福祉委員が地域で大きな役割を担っていることを周知するとともに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等がバックアップしていきます。

また、認知症高齢者の在宅での介護や家族に対する相談援助活動の推進、高齢者の権利擁護のための取組を推進します。

(2) サービス提供の基盤整備

高齢者の在宅生活を支えるために必要なサービス体制について検討していきます。介護が必要な若年層へのサービス提供体制について、既存のサービスの見直しなど工夫しながら、適切なケアマネジメントにより調整します。介護保険施設については、在宅生活が困難な重度の高齢者を中心にサービス量を確保していくと共に、安心して生活できる場の確保に努めます。

サービスの質を確保し、利用者の選択が的確に行なわれるよう、サービスに関する情報提供や利用者からの苦情相談に対応する体制を強化します。

適切なサービスを提供するためには、利用者と事業者の調整役となる介護支援専門員の資質の向上が重要であるため、研修会や連絡会等を通じて活動を支援します。

また、介護サービス情報の公表やサービスの評価の実施など、適正なサービス提供体制の整備に努めます。

(3) 情報提供の推進

住民の目線に立ったわかりやすい情報が提供できるよう、介護サービスの具体的な内容が分かるパンフレットの配布や、介護や保健福祉サービスに関する情報に限らず、ボランティア活動のようなインフォーマルなサービスの情報等についても、広く提供に努めます。また、民生委員・児童委員や介護・福祉の専門職等に対し分野を超えた幅広い情報を提供し、各職務で効果的に活用できるような情報提供機会の確保に努めます。

(4) 家族・介護者の支援

家族や介護者が抱える悩みに対応できるよう、相談援助活動を推進し、負担を軽減できるようなサービスの周知と体制の強化に努め、介護に不安を抱える家族への支援の充実を図ります。

(5) 医療との連携

住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスが継続的・一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築のため、医療と介護の連携強化に努めます。

また、要介護者が医療機関での入院生活から在宅生活へ円滑に移行できるよう、地域包括支援センター等の関係機関において、十分連携を図り、退院時のマネジメントの充実を図ります。

(6) 教育、研修機会の充実

健康や生きがいづくり、福祉や暮らしに役立つ制度などの地域の人々が知りたい、学びたい講座を、北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員などが講師となり地域の会館へ出向いて実施する「健康福祉出前講座」を継続し、誰にでもわかりやすい健康・福祉教育の推進を図ります。

基本目標4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

(1) サポート体制の整備

高齢者が認知症になっても安心して暮らすために、在宅介護や家族に対する相談援助活動の推進や周知、町内会など身近な地域のサポート体制の強化に努めます。

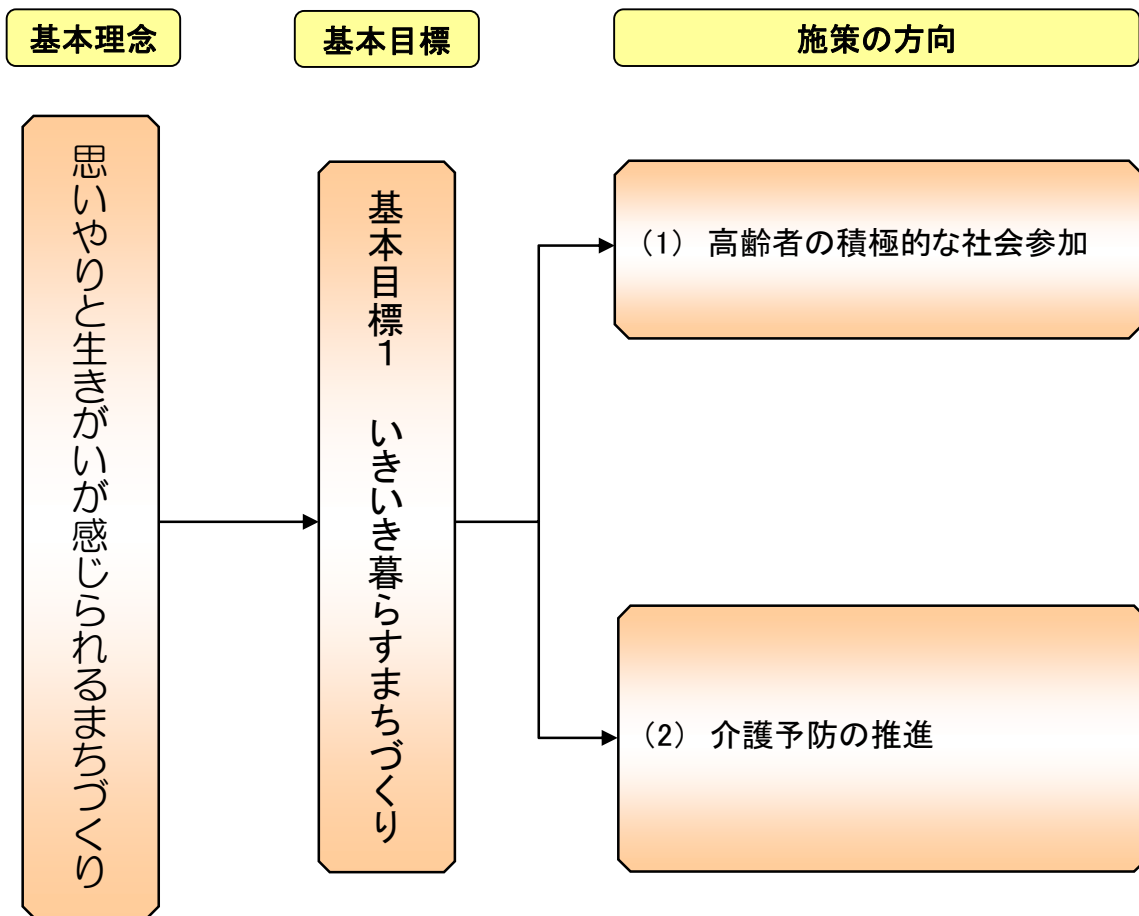
また、徘徊する高齢者の安全を確保できるよう、地域住民や関係機関との連携や、高齢者の権利擁護のための取り組みを推進します。

(2) 認知症理解の推進

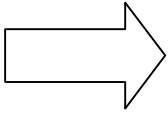
認知症高齢者の抱える困難や在宅介護の大変さについて、より多くの住民に理解してもらうために、あらゆる世代への認知症サポーター養成講座の推進と SOS ネットワークや「介護者と共に歩む会」の活動の周知を広げ、介護に不安を抱える家族への支援の充実を図ります。



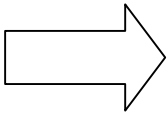
5 施策の体系



主要施策



6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり	
(1) ボランティア活動の推進	p.51
(2) シルバー人材センター活動の充実	p.51
(3) 高齢者クラブ活動の充実	p.52



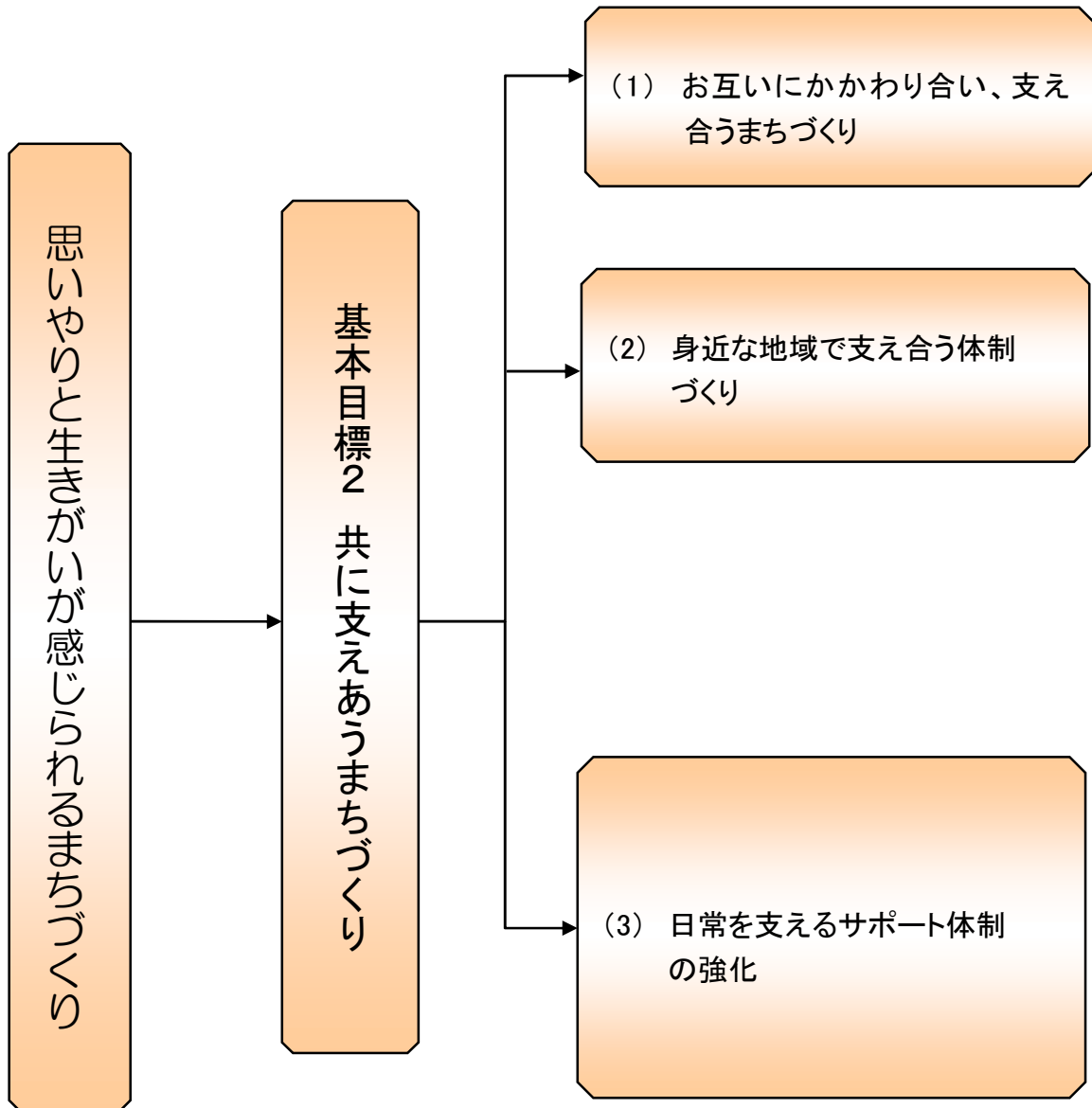
6-2 高齢者の健康づくりの推進	
(1) 健康づくり活動の推進	p.50
(2) 健康教育、健康相談機会の提供	p.50
(3) がん検診、健康診査の推進	p.50
(4) 感染症予防の推進	p.50
7-5 地域支援事業サービス	
(1) 介護予防事業 ・ 元気アップ高齢者施策 ・ みんないきいき施策	p.63-64
(2) 包括的支援事業 ・ 介護予防ケアマネジメント	p.66



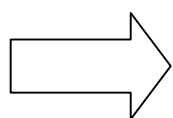
基本理念

基本目標

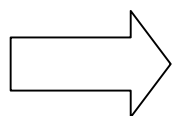
施策の方向



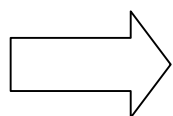
主要施策



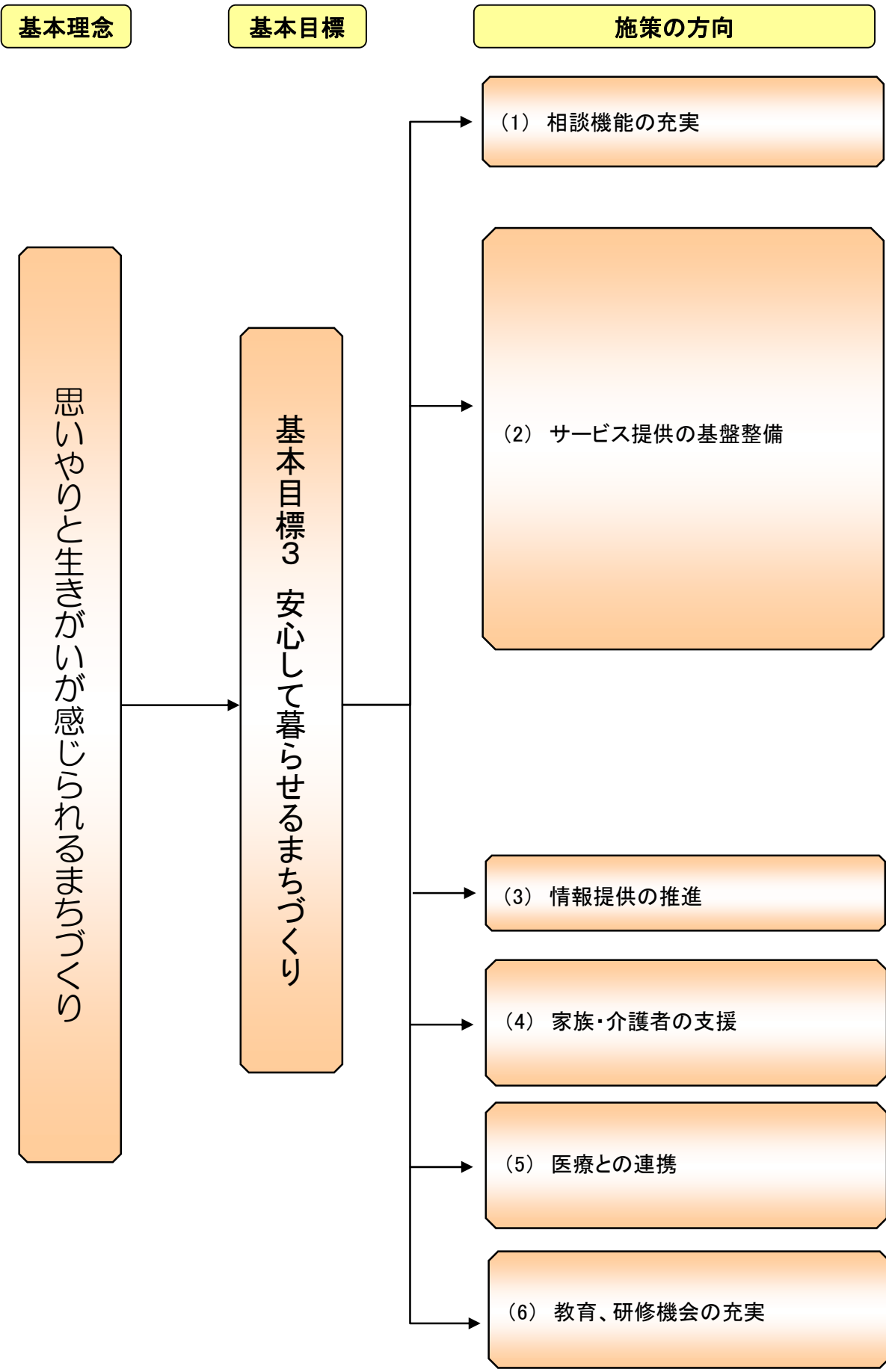
6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり	
(4) 交流の機会、生きがいづくりの支援 ・ 共生型コミュニティー農園 ・ 高齢者大学「ことぶき大学」の開催 ・ 当別町健康福祉出前講座の実施 ・ ふれあいスポーツ大会の開催	p.52-53



6-5 地域で支えあう体制づくり	
(1) 社会福祉協議会の役割の推進	p.55
(2) 民生委員・児童委員活動の推進	p.55
(3) 高齢者虐待の防止	p.56
(4) SOSネットワークの構築	p.56
(5) 災害時要援護者への支援	p.56



6-1 高齢者福祉サービス	
(1) 施設サービス ・ 高齢者福祉センター	p.48
(2) 在宅サービス ・ 除雪サービス ・ 緊急通報サービス	p.48-49
・ 配食サービス ・ 外出支援サービス	
6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり	
(1) ボランティア活動の推進	p.51
6-4 高齢者の生活環境の整備	
(1) 住まいと住宅相談体制の充実	p.54
(2) 公共公益施設等のバリアフリー化	p.54
(3) 地域公共交通の充実	p.54



主要施策

➡	7-5 地域支援事業サービス		
	(2) 包括的支援事業 ・ 総合相談支援 ・ 権利擁護事業	p.65	
➡	6-1 高齢者福祉サービス		
	(1) 施設サービス ・ 養護老人ホーム	p.48	
	7-2 居宅サービス		
	(1) 介護給付サービス (2) 介護予防給付サービス	p.60-61	
	7-3 地域密着型サービス		p.62
	7-4 介護保険施設サービス		p.62
	7-5 地域支援事業サービス		
	(1) 介護予防事業 ・ 元気アップ高齢者施策 ・ みんないきいき施策	p.63-64	
	(2) 包括的支援事業 ・ 総合相談支援 ・ 権利擁護事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・ 介護予防ケアマネジメント	p.65-66	
	(3) 介護予防支援業務	p.67	
(4) 任意事業 ・ 地域自立生活支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 認知症高齢者見守り事業	p.67		
8 計画を円滑に推進するために			
(2) 計画の推進管理	p.74		
(3) 町民・関係機関等との連携及び協働の推進	p.74		
➡	8 計画を円滑に推進するために		
	(1) 町民への広報、情報提供の推進	p.74	
➡	7-5 地域支援事業サービス		
	(4) 任意事業 ・ 認知症高齢者見守り事業	p.67	
➡	7-5 地域支援事業サービス		
	(2) 包括的支援事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援	p.66	
➡	6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり		
	(4) 交流の機会、生きがいづくりの支援 ・ 高齢者大学「ことぶき大学」の開催 ・ 当別町健康福祉出前講座の実施	p.52-53	

基本理念

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

基本目標

基本目標4
認知症になっても安心して暮らすまちづくり

施策の方向

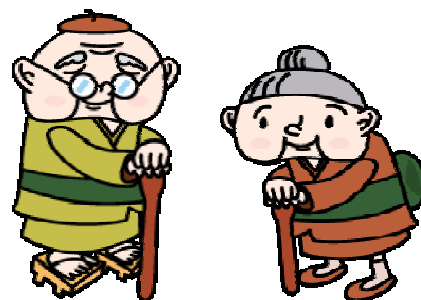
(1) サポート体制の整備

(2) 認知症理解の推進

主要施策

➔	6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり	
	(1) ボランティア活動の推進	p.51
	6-5 地域で支える体制づくり	
	(4) SOSネットワークの構築	p.56
	7-3 地域密着型サービス	・認知症対応型共同生活介護 p.62
	7-5 地域支援事業サービス	
	(4) 任意事業	p.67
	・認知症高齢者見守り事業	

➔	6-3 高齢者の社会参加と生きがいづくり	
	(4) 交流の機会、生きがいづくりの支援	p.53
	・当別町健康福祉出前講座の実施	
	7-5 地域支援事業サービス	
	(4) 任意事業	p.67
	・認知症高齢者見守り事業	



6 日常生活圏域

第3期以降の介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、日常生活の圏域に分け、その圏域ごとにサービスの量を見込むこととしています。

当別町においては、人口分布、サービスを提供するための施設整備の状況等を考慮し、当別町全体を1つの圏域として設定しています。